

介護保険も医療費控除の対象です

納税者が自己または生計を一にする親族のために介護保険サービスを利用して支払った自己負担額を、所得税および町・県民税の計算をする際に、医療費控除として所得金額から一定の金額が差し引かれます。

居宅サービスの医療費控除

次のサービスを利用した場合、利用料の自己負担分が医療費控除として認められます。控除を受けるためには、サービス事業者が発行した医療費控除の対象となる金額が記載された領収書が必要です。

① 医療系サービスとして医療費控除の対象となるもの

訪問看護 訪問リハビリテーション ショーン 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療系施設のショートステイ)

② ケアプランに位置づけられた医療系サービスと併せて利用した場合医療費控除の対象となるもの

訪問介護(生活援助は除く) 訪問入浴介護 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(福祉系施設のショートステイ) ケアプランを作成し、そのなかに①のサービスまたは医療保険対象の訪問看護が含まれている場合に限られます。

介護保険給付対象外のサービスの利用料金は対象となりません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービスの医療費控除

要介護1～5の要介護認定を受けている入所者について、介護費と食費の自己負担分の合計の2分の1の金額が医療費控除の対象となります。控除を受けるには、施設が発行した医療費控除の対象となる金額が記載された領収書が必要となります。

介護老人保健施設(老人保健施設)および介護療養型医療施設(療養型病床群など)のサービスは、従来どおり対象となります。

おむつ代の医療費控除
現在、寝たきり高齢者が使用し

たおむつ代は医療費控除の対象として認められています。

対象となるのは、おむつ代の領収書に加え、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、介護保険の要介護認定者であって、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する主治医意見書の内容を確認した書類により医療費控除ができます。該当される場合は保健福祉課で申請手続きを行ってください。

医療費控除には、当該年発行のおむつ代の領収書が必要です。

保健福祉課 ☎(84)4926

介護認定者に障害者控除対象者認定書交付

町の要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で、認知症(痴呆)や身体上の障害が一定の基準に該当するかたに対して、障害者等に準ずる認定書を交付します。該当されるかたは保健福祉課へ申請してください。

認定書は、所得税や町・県民

税申告の際に提示すること、税法上の障害者控除などが受けられます。なお、身体障害者手帳等の交付者は、その手帳により控除が受けられますので、今回の申請手続きは不要です。

保健福祉課 ☎(84)4926

町の融資制度をご利用ください

町には、様々な融資制度がありますのでご利用ください。詳しくは、経済課または商工会 ☎(84)3130へご相談ください。

町の融資制度一覧表

| 制度名 | 融資限度額 | 融資期間 | 利率 |
|-------------|----------|----------------------------------|---------|
| 小口資金 | 1,250万円 | 運転6年以内(内据置6か月) 設備8年以内(内据置6か月) | 年3.2%以内 |
| 中小企業設備近代化資金 | 500万円 | 5年以内(内据置1年以内) | 年2.9%以内 |
| 商業設備近代化資金 | 2,000万円 | 7年以内および10年以内(内据置1年以内) | 年2.9%以内 |
| 労働環境整備資金 | 3,000万円 | 10年以内(内据置1年以内) | 年2.3%以内 |
| 勤労者生活資金 | 1世帯100万円 | 5年以内 | 年2.1% |

経済課 内線353